

# 第2章 緑の現況と課題

## 1 緑の現況調査

### (1) 「緑地」の状況

平成20年の「緑地」は、744.35haで、市面積の25.37%となっています。「緑地」の変化状況を見ると、平成10年から平成20年までの10年間で18.27haの増加となっています。これは、生産緑地地区<sup>※</sup>等が減少傾向にあるものの、都市公園<sup>※</sup>等の公園・緑地の整備が進んだことや、公開性のある施設が確保できたことによるものです。

#### 「緑地」の定義

- ・本計画における「緑地」とは、公園緑地等の都市施設とする緑地（都市公園、条例等の公園<sup>※</sup>）、制度上安定した緑地（生産緑地地区、保安林等）、社会通念上安定した緑地（社寺境内地、公開性のある施設等）をいいます。
- ・これら「緑地」は、市民生活に潤いややすらぎを与えてくれるほか、地域の個性や魅力を創出するなど、都市の魅力を高める機能を有しています。

（詳細は、P101の「緑地総括表」に記載）

表2-1-1 緑地の現況量及び変化量

	平成10年3月末		平成20年3月末		増減 面積(ha)
	面積(ha)	市域に占める割合(%)	面積(ha)	市域に占める割合(%)	
1 公園緑地等の都市施設とする緑地 (都市公園、条例等の公園)	168.14	5.73	180.68	6.16	12.54
都市公園	155.23	5.29	171.69	5.85	16.46
条例等の公園	12.91	0.44	8.99	0.31	-3.92
2 制度上安定した緑地 (公共空地、生産緑地地区、保安林等)	462.20	15.75	450.47	15.35	-11.73
3 社会通念上安定した緑地 (社寺境内地、公開性のある施設等)	95.74	3.26	113.20	3.86	17.46
合計	726.08	24.75	744.35	25.37	18.27

出典：公園緑地課資料

図 2-1-1 緑地の内訳

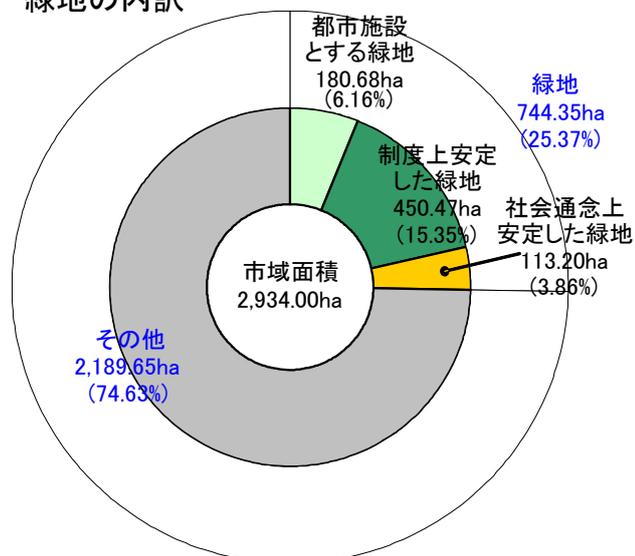


表2-1-2 緑地率の現況

	平成20年
緑地率 (緑地面積 / 市域面積)	25.37%

## (2) 「緑被地」の状況

「緑被地」は、平成20年5月現在、870.75haで、市面積の29.68%となっています。このうち、樹木・樹林と樹木畑・果樹園を合わせた樹木被覆地は483.66ha(16.49%)、人工草地（芝地等）、雑草地と田畑を合わせた草地は387.09ha(13.19%)となっています。

### 「緑被地」の定義

- ・「緑被地」とは、上空から見たときに、樹木・樹林、草地、農地など、植物で覆われた土地のことで、本市に占める割合を「緑被率」といいます。
- ・この「緑被率」は、都市における「緑の豊かさ」を表す指標のひとつになります。

図2-1-2 緑被地の判断イメージ

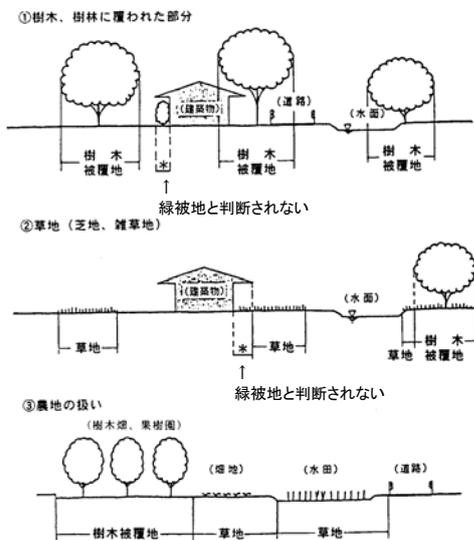
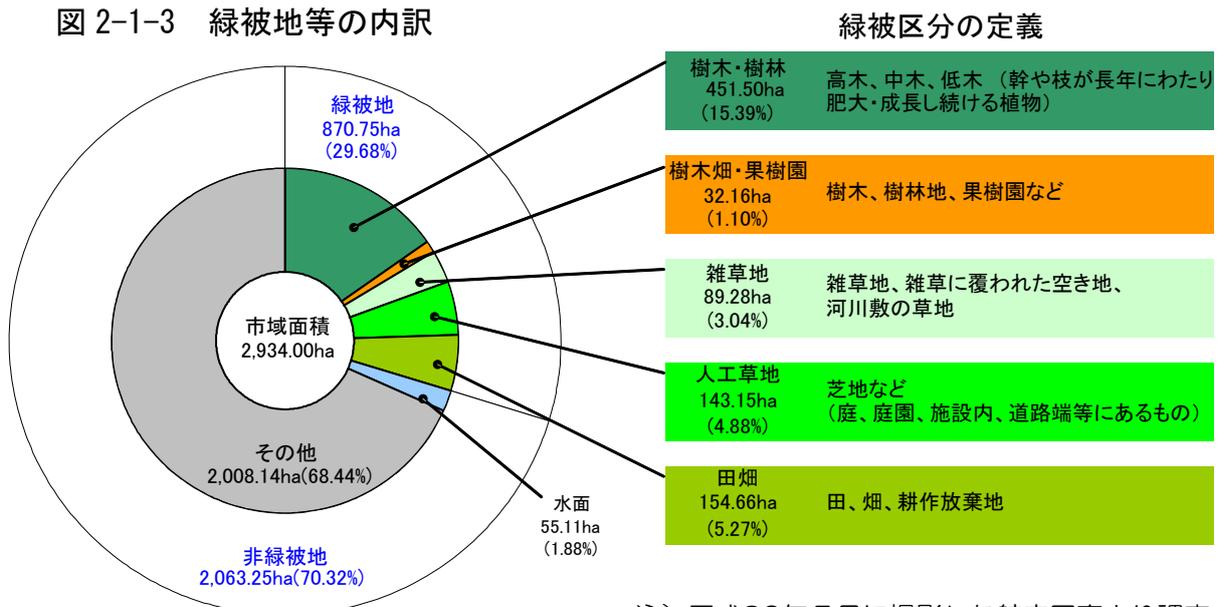


表 2-1-3 緑被率の現況

	平成20年
緑被率 (緑被面積 / 市域面積)	29.68%

図 2-1-3 緑被地等の内訳



注) 平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

大規模な樹林は、都立府中病院周辺、東京農工大学、府中基地跡地、多磨霊園、大國魂神社及び八幡神社周辺のほか、武蔵台公園、郷土の森公園、都立府中の森公園、都立浅間山公園、都立武蔵野公園などに分布しています。

大規模な草地(人工草地、雑草地)は、多摩川河川敷や東京競馬場、企業グラウンドで見られます。

特徴ある緑被地は、府中崖線や国分寺崖線に沿った樹林、幹線道路の街路樹があげられます。これらは市街地において緑の豊かさを感じさせる貴重な緑となっています。

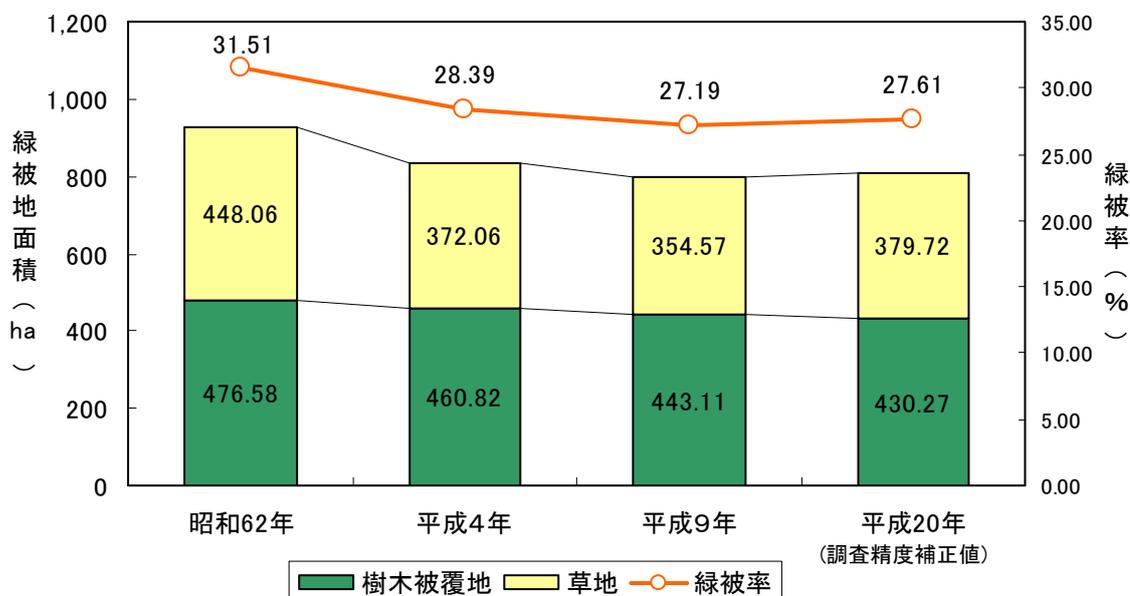
農地(田畑及び樹木畑・果樹園)は、市の南西部の四谷周辺や南東部の押立町周辺などに多く残されており、市街地にゆとりを与えてくれる空間となっています。

### <前回との比較>

平成20年の緑被地の調査では、調査技術の向上により、これまでは捉えきれなかった小規模緑被地まで抽出できるようになりました。過去の調査結果と比較するためには、同程度の調査精度とする必要があり、平成20年度調査結果を補正し、過去からの推移をみました。

この結果、昭和62年以降、緑被地は減少傾向にありましたが、平成9年からの11年間では、緑被面積で12.31ha、緑被率で0.42ポイント増加しています。

図2-1-4 緑被地の推移



注1) 平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

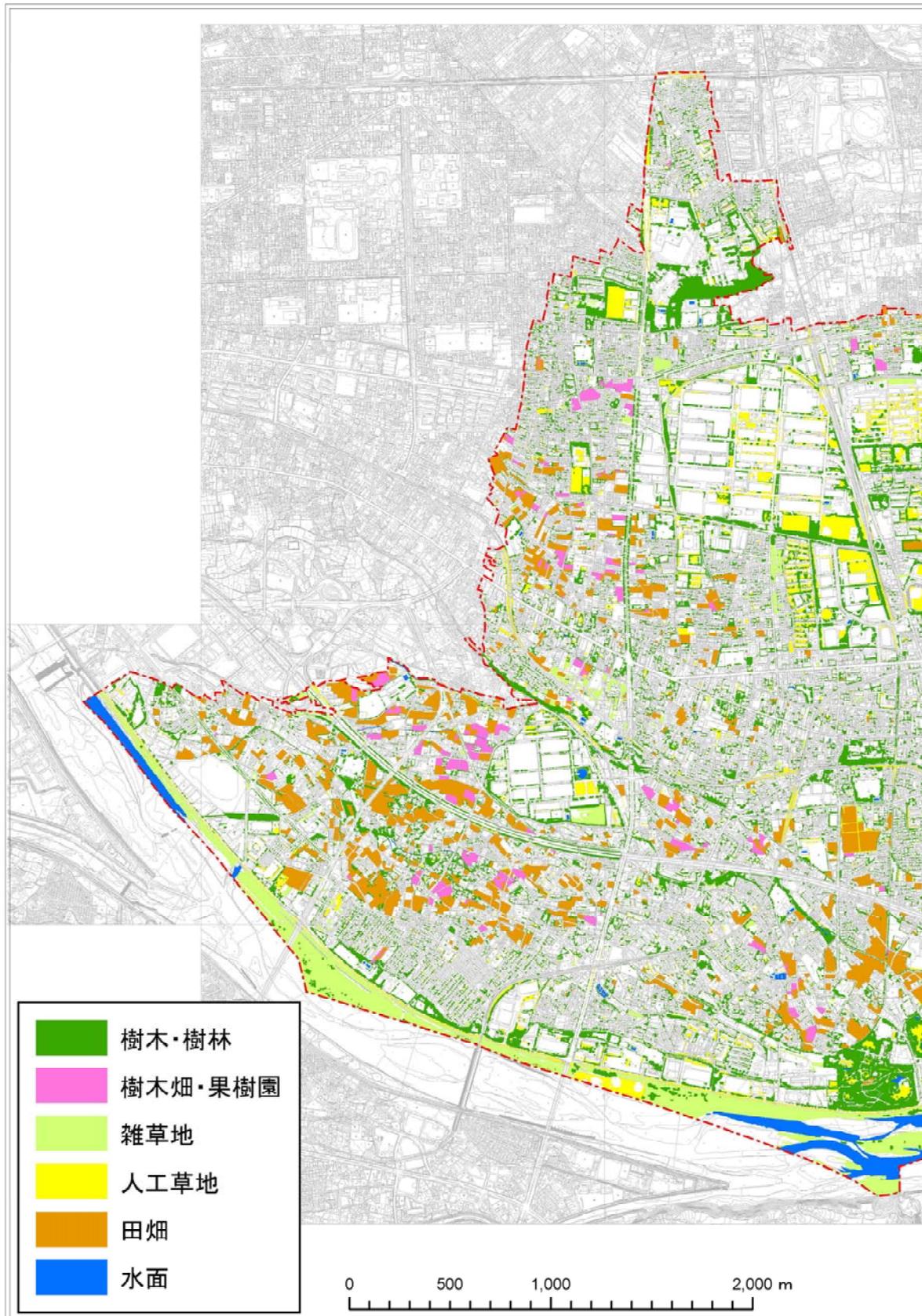
注2) 平成20年調査と平成9年までの調査では、調査精度が異なることから、平成20年は、平成9年までの調査精度を考慮して精度補正した値。

図2-1-5 緑の分布状況（平成20年5月撮影）



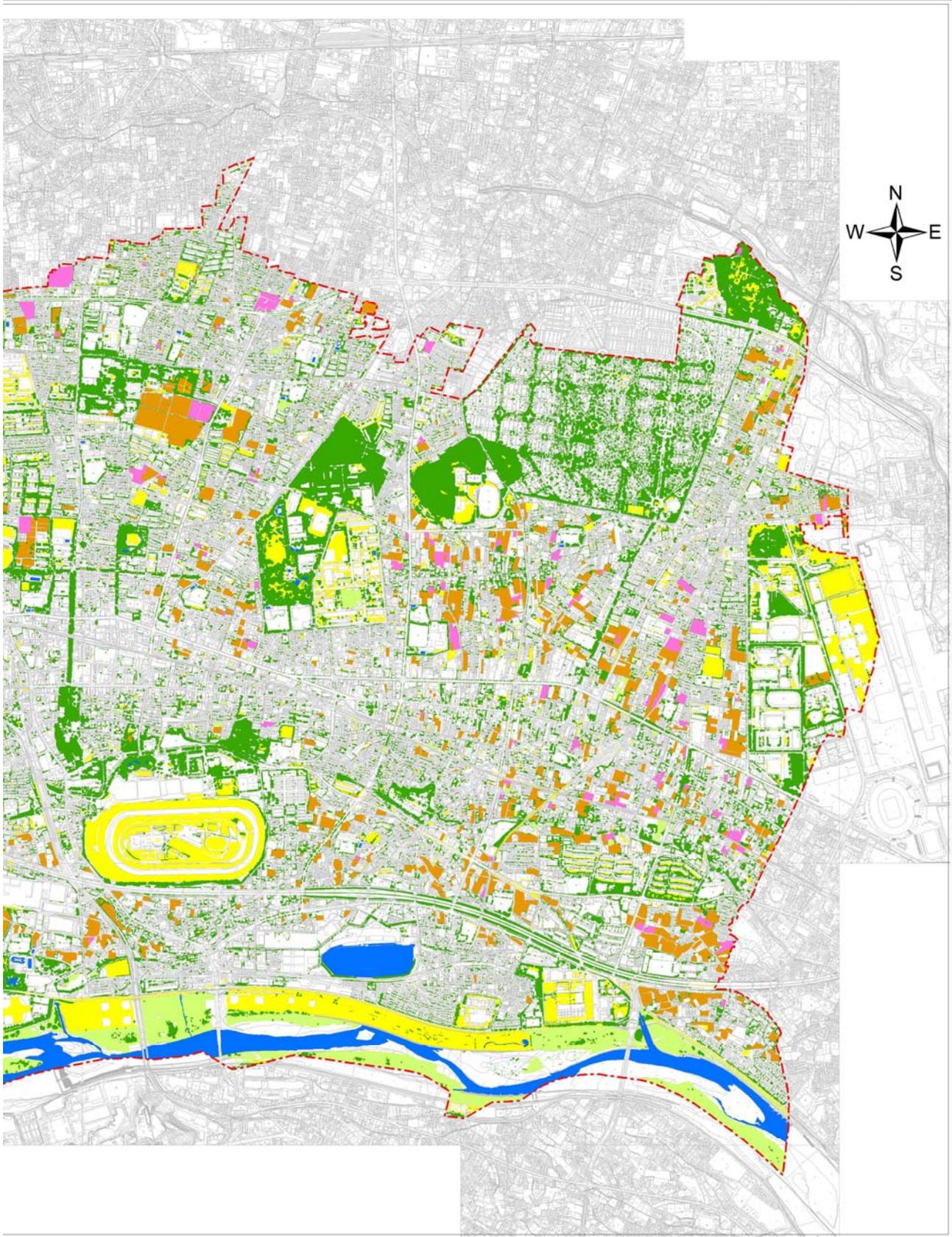


図2-1-6 緑被現況図（平成20年5月）



※平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

この背景の地形図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。（承認番号 20都市基交第124号）



この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号 17都デ共許第015号-6)

### (3)「みどり」の状況

平成20年の「みどり」は1,167.68haで、市面積の39.80%となっています。このうち、緑地は744.35ha、緑地以外の緑被地は413.38haとなっています。

#### 「みどり」の定義

- ・「みどり」とは、公園、街路樹、樹林、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路などのことで、本市に占める割合を「みどり率」といいます。
- ・「みどり率」は、東京都が策定した「緑の東京計画」において提示された、「緑の豊かさ」を表す指標のひとつになります。

図 2-1-7 「みどり」の体系

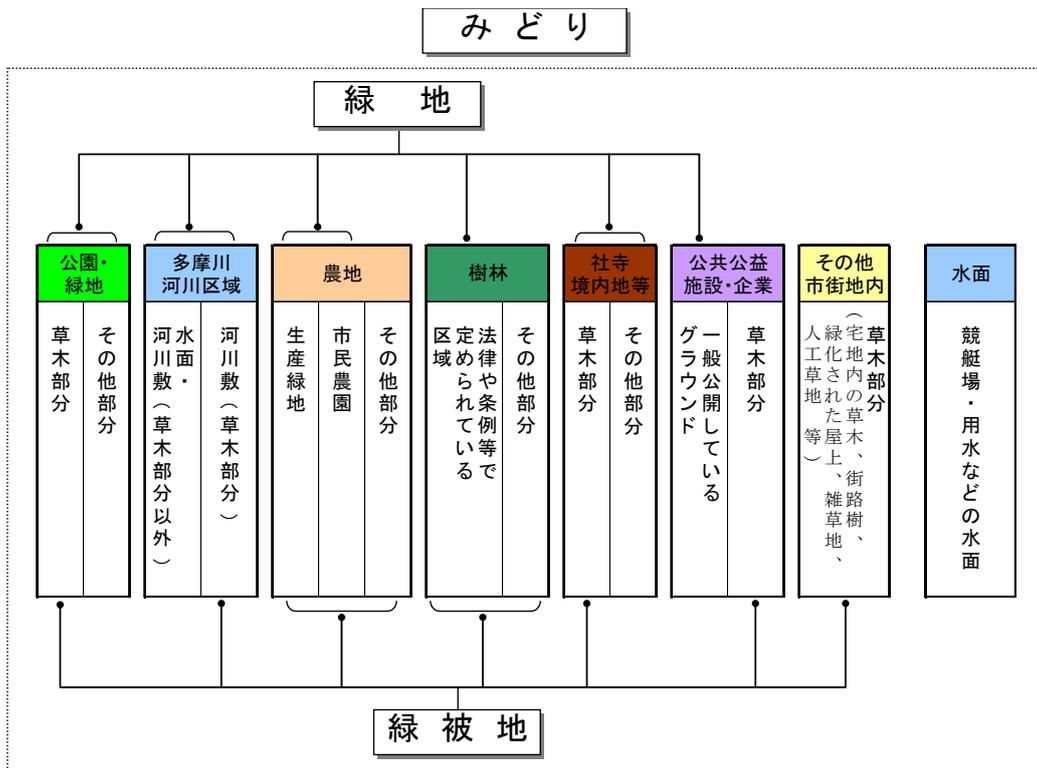
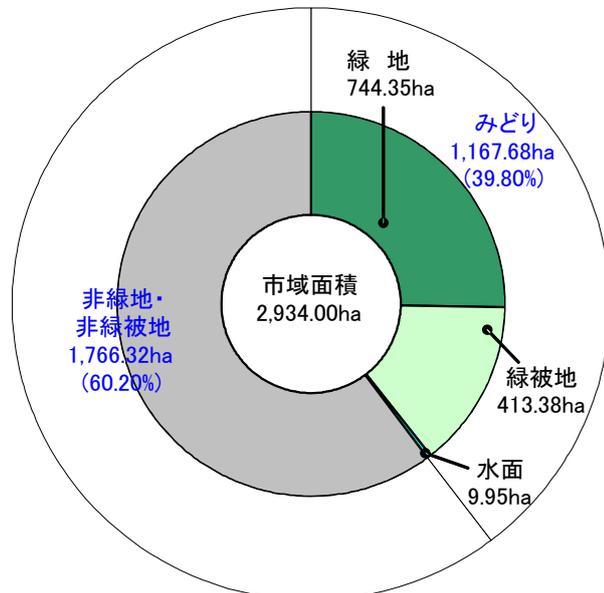


図 2-1-8 みどりの内訳

- 注1) 緑地は、公園緑地課資料より。  
注2) 緑被地は、平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

表 2-1-4 みどりの現況

	平成20年
みどり率 (みどり面積／市域面積)	39.80%



## (4) 樹木・樹林の状況

### ① 樹木の状況（樹冠が10㎡以上の樹木）

樹冠が10㎡以上の樹木（「②樹林の状況」に含まれるものは除く）について、平成9年と平成20年の航空写真を比較し調査した結果、平成9年から平成20年の11年間で樹木は530本増加（3,249本減少、3,779本増加）しました。

減少の内訳は、伐採によるものが2,589本と過半を占めており、強剪定※によるものが660本となっています。

増加の内訳は、新たに植栽されたものが2,048本、成長によるものが1,731本となっており、その多くが街路樹となっています。

表2-1-5 樹木本数の増減（平成9年から平成20年）

	減少	増加	差引
樹木本数	3,249 本	3,779 本	530 本

出典：公園緑地課資料

### ② 樹林の状況（民有地の樹林のうち330㎡以上のもの）

平成20年に撮影した航空写真を用いて、民有地の樹林のうち330㎡以上のものを調査した結果、箇所数363か所、面積55.10haが確認され、1か所当たりの樹林面積は1,518㎡となりました。

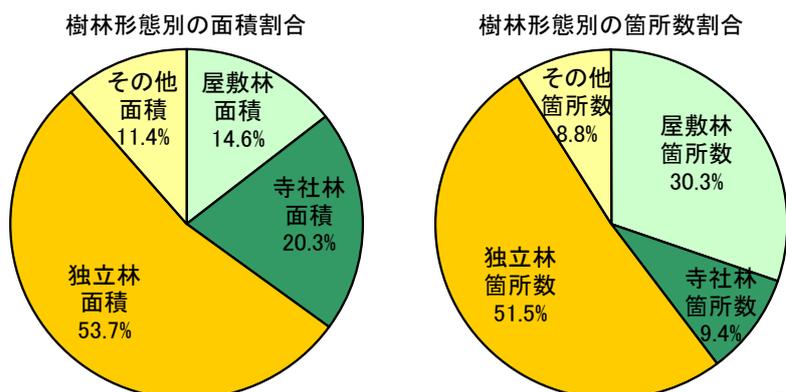
表2-1-6 民有地における樹林の状況（平成20年）

樹林形態	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	1か所当たり 面積(㎡)
屋敷林	110	8.04	731
寺社林	34	11.20	3,294
独立林	187	29.61	1,583
その他	32	6.25	1,953
合計	363	55.10	1,518

注1) 平成20年5月に撮影した航空写真から樹林を判読したもの。調査技術の向上により、平成9年まで樹林として捉えられていなかった樹林が含まれている。

注2) その他とは、複数の形態による樹林。

図2-1-9 樹林形態別割合



注) 平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

<前回との比較>

平成20年の樹林の調査では、調査技術の向上により、平成9年当時と調査精度が異なることから、平成9年の調査結果と比較するために、平成9年当時に樹林として認識されていたものを基本として、増減を調査しました。この結果を用いて平成9年と平成20年を比較すると、樹林は全ての形態で減少し、全体で5.06ha減少しています。

減少の内訳をみると、特に屋敷林\*が箇所数、面積とも減少が著しく、3.03ha（29か所）の減少となっています。

表 2-1-7 民有地における樹林の推移

樹林形態	平成9年 <sup>注2</sup>		平成20年 <sup>注3</sup>		増減		
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	面積増減率 (%)
屋敷林	97	7.80	68	4.77	▲ 29	▲ 3.03	▲ 38.85
寺社林	26	9.26	25	7.82	▲ 1	▲ 1.44	▲ 15.55
独立林	115	19.18	129	18.91	▲ 14	▲ 0.27	▲ 1.41
その他 <sup>注4</sup>	16	5.21	21	4.89	▲ 5	▲ 0.32	▲ 6.14
合計	254	41.45	243	36.39	▲ 11	▲ 5.06	▲ 12.21

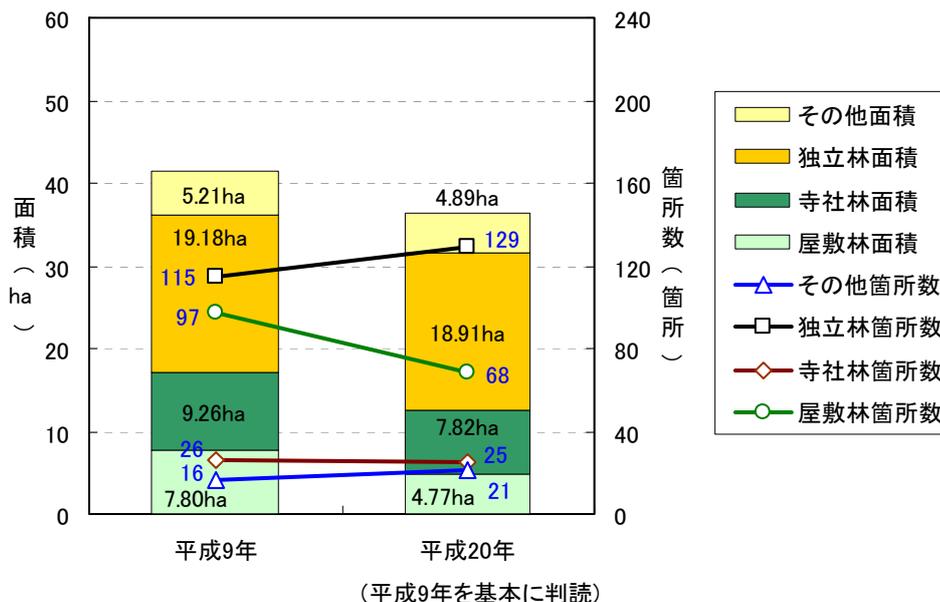
注1) 樹冠面積が10㎡以上の高木の一大団で330㎡以上ある樹林が対象。

注2) 「府中市のみどり（平成10年3月）」に記されている値。

注3) 前回調査時点で樹林として判読していた樹林を基本に増減を判断。

注4) その他とは、複数の形態による樹林。

図 2-1-10 民有地における樹林の推移



注) 平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

### ③ 崖線の樹林の状況

府中崖線の樹林の状況をみると、平成9年から平成20年にかけて、0.02ha減少しています。内訳をみると、私有地の樹林が1.35ha減少する一方で、国・公有地（0.38ha増）などの公有地や寺社林（0.95ha増）が増加しています。これは、平成9年調査後に敷地の所有区分が変更になったことや、樹木の成長によることなどが主な要因となっています。

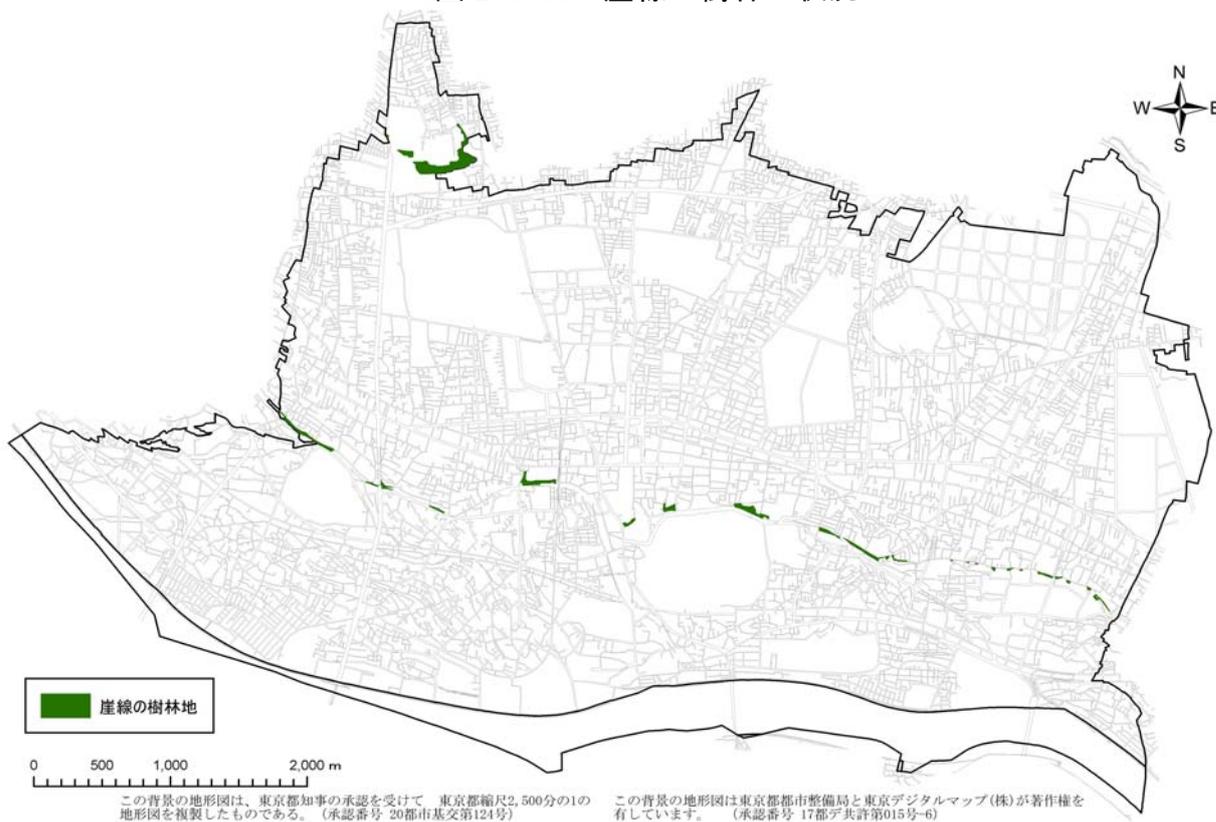
国分寺崖線の樹林の状況をみると、平成9年から平成20年にかけて、0.42ha減少しています。これは、都市計画道路の整備や都立府中病院の改築による減少分となっています。

表2-1-8 崖線の樹林の状況

区分	平成9年		平成20年		
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
府中崖線	市有地	1.04	22.9	1.04	23.0
	国・公有地	0.20	4.4	0.58	12.8
	うち市借用地	0.05	1.1	0.09	2.0
	寺社林	1.22	26.9	2.17	48.0
	うち市借用地	0.19	4.2	0.22	4.9
	うち指定樹林	-	-	0.07	1.5
	私有地	2.08	45.8	0.73	16.2
	うち市借用地	0.03	0.7	0.10	2.2
	うち指定樹林	0.27	5.9	0.00	0.0
	崖線の樹林 計	4.54	100.0	4.52	100.0
国分寺崖線	国・公有地	4.38	100.0	3.96	100.0
	崖線の樹林 計	4.38	100.0	3.96	100.0

出典：平成9年は「府中市のみどり（平成10年3月）」、平成20年は航空写真からの計測値

図2-1-11 崖線の樹林の状況



注) 平成20年5月に撮影した航空写真より調査。

## 2 緑の現況と課題

### (1) 都市の魅力をもつ緑としての課題

#### ① 馬場大門のケヤキ並木など骨格を形成し、魅力をもつ緑の保全

本市の緑は、馬場大門のケヤキ並木、国分寺崖線・府中崖線の緑、多摩川の水辺が「緑の骨格」を形成しています。また、浅間山や郷土の森公園などの「緑の核」があり、緑ゆたかな景観を形成しています。

##### <取組状況>

- ・ケヤキの保護・管理のために、平成20年に「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」の策定
- ・「けやき並木景観整備基本計画」に基づき、沿道建物の壁面後退の指導
- ・ケヤキ並木の歩行者専用道路化に向けた交通規制の試行準備
- ・平成20年に「府中市景観計画」を策定し、景観構造の主要な骨格となる「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」を定め、景観形成基準<sup>\*</sup>の運用により沿道建築物の誘導
- ・景観的な配慮が望まれる地区を「景観形成推進地区」として定め、地区の景観形成の方針及び景観形成基準により景観づくりを誘導

##### 改定に向けた課題

緑の骨格は、将来にわたって残すべき重要な都市の資産であることから、「府中市景観計画」とも連携を図りつつ、緑を着実に守り、生かすことができる法制度の活用や仕組みづくりを進めていくことが必要です。

#### ② 市民に親しまれている樹木・樹林の保全

本市には、府中の名木百選<sup>\*</sup>や保存樹木<sup>\*</sup>に指定されている樹木、屋敷林や寺社林など、市民に親しまれている樹木・樹林が多くあります。

##### 【保存樹木の状況】

平成9年に2,037本指定していた保存樹木は、宅地化や枯死などにより、平成20年には1,926本となっています。

##### 【保存樹林の状況】

平成9年に13,666.35㎡（18か所）を指定していた保存樹林<sup>\*</sup>は、平成20年には、829.46㎡（2か所）と大きく減少しています。これは、仲よし広場<sup>\*</sup>として樹林を借用したことや、宅地化に伴う指定解除などによるものです。

<取組状況>

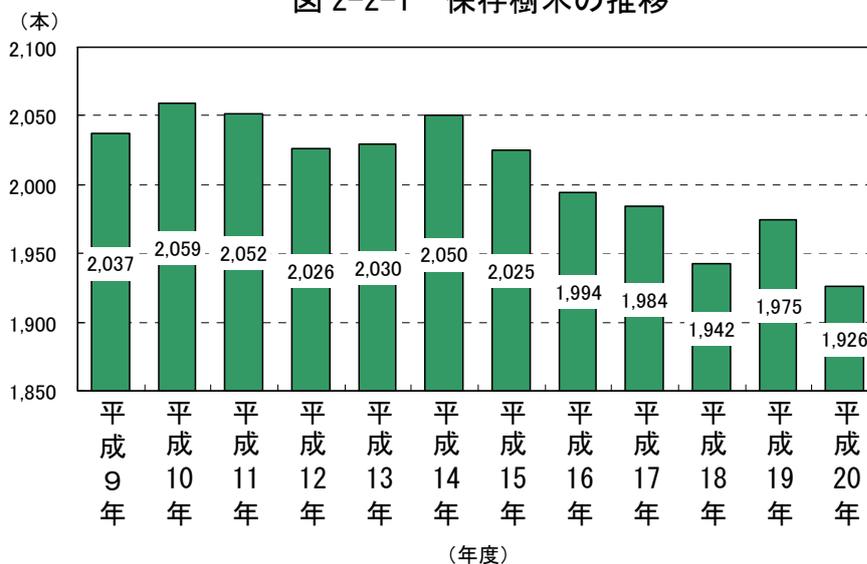
- ・病虫害等の相談や対策、保存樹木の指定による奨励金の交付などを通じた古木や巨樹の保護
- ・「府中市仲よし広場条例」の改正による、緑地の借用
- ・「府中市地域まちづくり条例\*」に基づく、既存樹木・樹林を生かした開発事業の誘導
- ・昭和63年に「府中の名木百選」を指定し、保護

改定に向けた課題

土地利用の転換や枯死などにより、樹木・樹林は年々減少していることから、経済的・技術的な支援を行いながら、市民との協働により、これらの貴重な樹木・樹林を後世に引き継いでいくことが必要です。

また、良好な樹林を保全するためには、緑の現況を十分に把握し、望ましい緑のあり方や取組の方向性を明らかにする必要があります。特に、崖線の樹林については、都市緑地法や条例等に基づく地域制緑地\*の制度を積極的に活用し、最終的には公有地化を進めることが重要です。

図 2-2-1 保存樹木の推移



出典：公園緑地課資料

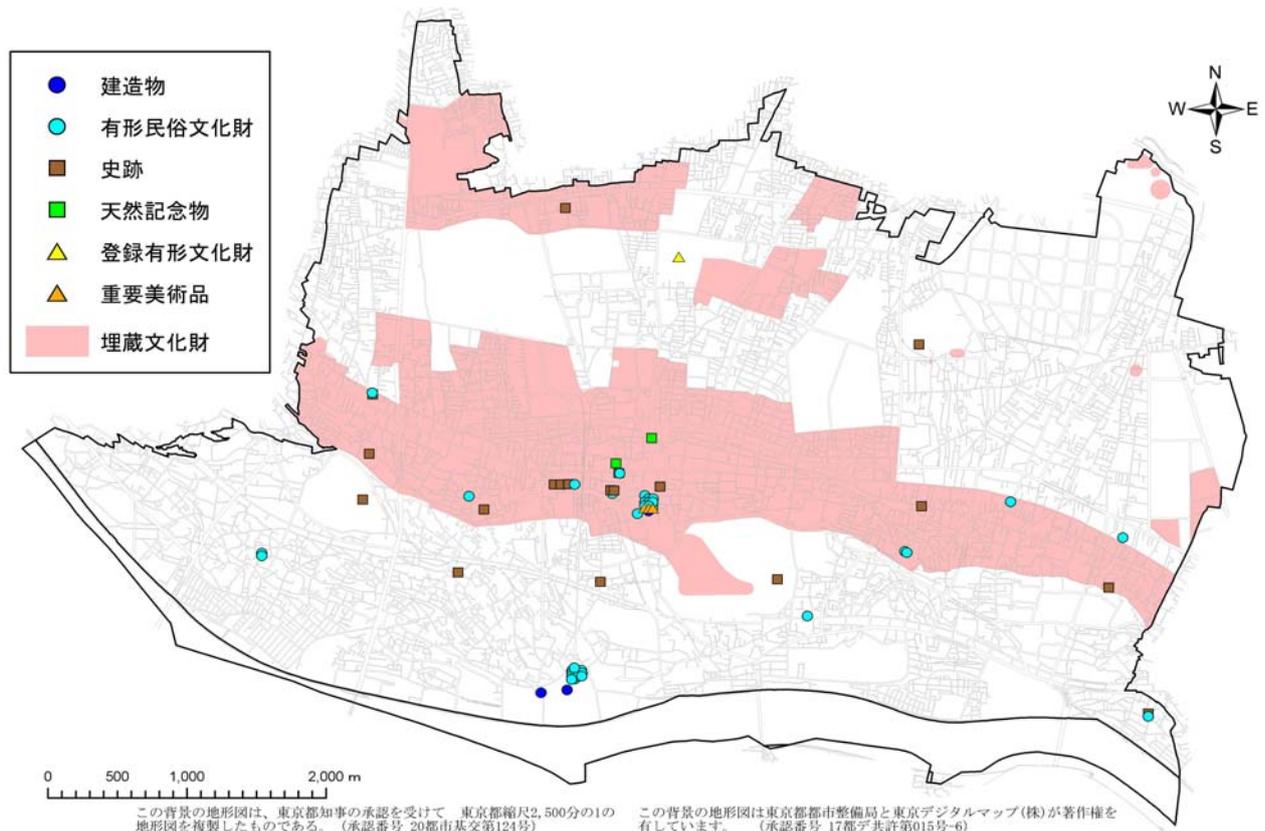
### ③ 歴史・文化的な資源と一体となった緑の保全・活用

本市は、大化の改新により武蔵国の国府が置かれたことを起源に、早くから政治、経済、文化の中心地として栄えてきました。馬場大門のケヤキ並木などの文化的な資源と一体となった緑は、本市の歴史・文化を現代に伝える要素となっています。

#### 改定に向けた課題

馬場大門のケヤキ並木、大國魂神社や武蔵府中熊野神社古墳など、歴史・文化的な資源と一体となった緑の存在は、風格ある府中の緑として、今後も保全・活用を図っていく必要があります。

図2-2-2 指定文化財位置図



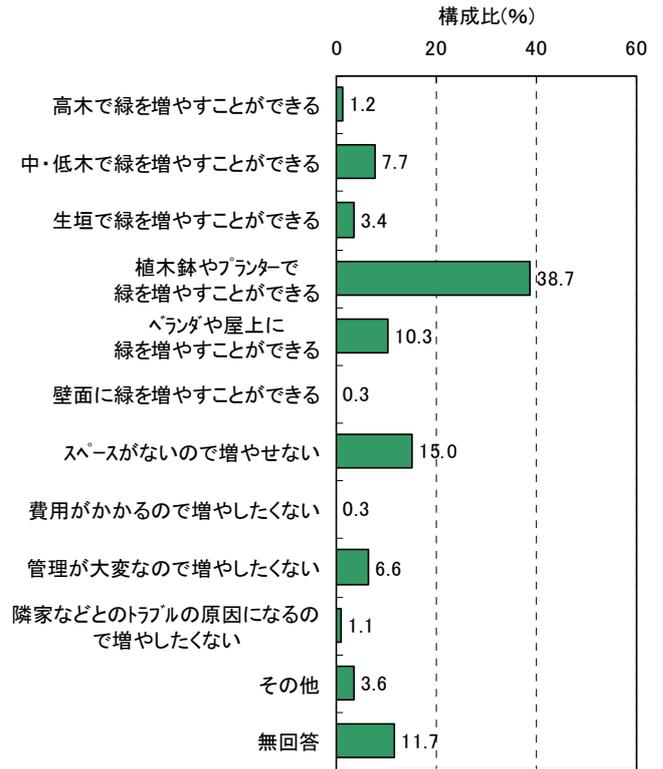
出典：市ホームページ(平成 20 年 4 月 1 日)

#### ④ 民有地における緑の保全・創出

「緑ゆたかなまち」の実現には、市民や事業者の協力を得て、民有地において緑を保全・創出していくことが重要です。しかし、市政世論調査の結果によれば、「スペースがないので増やせない(15.0%)」や「管理が大変なので増やしたくない(6.6%)」といった意見も多くなっています。

これまで「生け垣助成制度」など、様々な支援策を講じてきましたが、市の大半を民有地が占める状況では、市民や事業者の主体的な緑の保全・創出が欠かせません。

図 2-2-3 協力可能な緑化方法



出典：第39回市政世論調査

#### <取組状況>

- ・開発事業<sup>\*</sup>に対し、「府中市地域まちづくり条例」などによる緑化の誘導（過去10年間では、約157haの緑地確保及び約5.3haの公園整備）
- ・「府中市みどりの保護及び育成に関する要綱」に基づき、生け垣の造成について奨励金を交付し、住宅地における緑化活動の支援
- ・「グリーンシティモデル地区」の取組は、地域から市全域の緑化へと拡大するため、平成17年に市民花壇制度と統合
- ・緑が不足しがちな商業地では、建築基準法に基づく「総合設計制度<sup>\*</sup>」などの活用による公共的なオープンスペースの確保や緑化の推進
- ・府中駅南口再開発事業に対し、ケヤキ並木の景観に配慮した施設づくりの要請
- ・大規模な工場・事業所について工場立地法に基づく緑地及び環境施設の設置の指導

#### 改定に向けた課題

市民が積極的に緑の保全・創出に取り組むことができるように、住宅地での草木の手入れなど技術的な支援や、生け垣の造成などに対する経済的な支援の充実を図っていくことが必要です。また、開発事業に対しては、「府中市地域まちづくり条例」などに基づき、公共的なオープンスペースの確保や地域の特性にあった質の高い緑化を誘導することが必要です。

## ⑤ まちかどの緑の創出

緑化の余地が限られた市街地では、いかに緑化を図っていくかが重要となります。これまでもスポットパーク\*の整備や、市民の協力による花壇の設置などにより、まちかどの緑化を進めてきました。

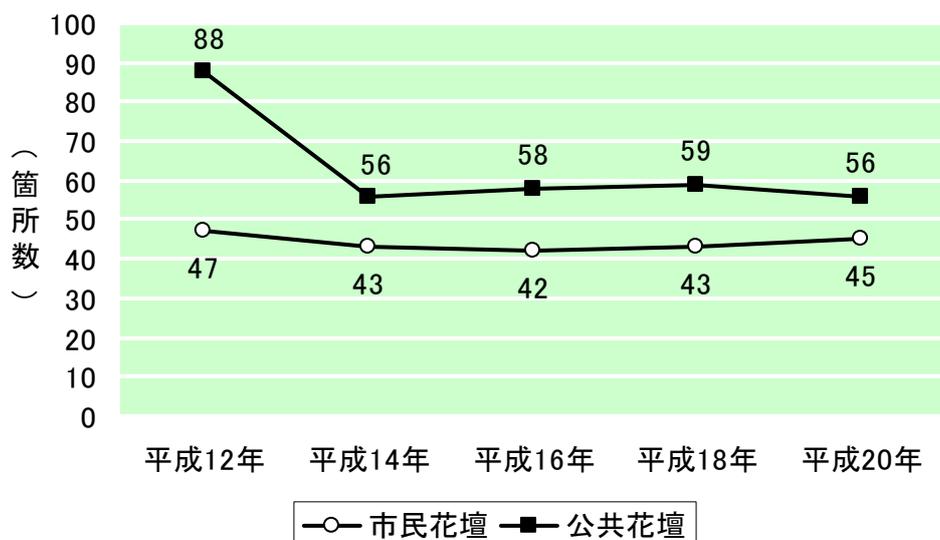
### <取組状況>

- ・まちかどに良好な環境をつくり出す、スポットパーク55か所の設置
- ・公共の場を彩る、公共花壇\*56か所の設置
- ・地元住民による、市民花壇\*45か所の維持管理

### 改定に向けた課題

まちかどの緑化は、潤いのあるまちづくりや市民の緑化への意識啓発に効果があることから、市民との協働により進めていくことが必要です。

図 2-2-4 市民花壇・公共花壇の推移



出典：公園緑地課資料

## ⑥ 公共施設における緑の保全・創出

公共施設は、市民の活動の場であるとともに、地域のランドマーク<sup>\*</sup>としての役割もあることから、平成19年に「府中市公共施設の緑化基準<sup>\*</sup>」を改正し、緑化を推進しています。

### <取組状況>

- ・市の施設は、「府中市地域まちづくり条例」や、壁面緑化・屋上緑化など、新しい緑化手法を取り入れた「府中市公共施設の緑化基準」に基づき協議
- ・その他の公共施設は、「府中市地域まちづくり条例」に基づき協議

### 改定に向けた課題

公共施設における緑化は、市民・事業者が主体的に進める緑化の先導的な役割を担うため、地域特性を踏まえ、地上部の緑化の充実を図るとともに、効果的な壁面緑化や屋上緑化などの緑化事業を進めていくことが必要です。

## ⑦ 水と緑のネットワークの形成

水と緑のネットワークを骨格として、緑の面的な広がりを展開することで、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮することが可能となります。

### <取組状況>

- ・郷土の森公園及びその周辺を水と緑のネットワークの拠点として位置づけ、平成18年度に「府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画<sup>\*</sup>」の策定
- ・緑道や遊歩道の改修、市川緑道内への通年通水<sup>\*</sup>の実現
- ・自然が色濃く残る場所や史跡を緑道や遊歩道などでつないだ、「府中市水と緑のネットワークウォーキング・マップ」の作成・頒布
- ・市内の街路樹、約13,000本について、年間約4,500本、3年のサイクルで剪定等維持管理の実施
- ・透水性舗装<sup>\*</sup>など、樹木の成長に配慮した道路整備の実施

### 改定に向けた課題

水と緑のネットワークの拠点整備と都市計画道路や緑道などの整備を連携して行い、効率的かつ効果的に水と緑のネットワークの形成を進めていくことが必要です。

また、水と緑のネットワークを構成する街路樹のある道路については、緑ゆたかな魅力ある景観を維持し、歩行者などが快適に通行できるように、適切な維持管理が求められます。

## ⑧ 緑化に関わる制度の積極的な活用

都市緑地法の改正によって、一定の地域における緑化率を定める緑化地域制度や、地区計画※に緑化率を定める緑化率条例制度※、届出制の導入によって建築・開発行為※を制限する緑地保全地域制度など、緑化に関わる規制・誘導制度の充実が図られました。また、民間の建築物の屋上、空地など敷地内の緑化に対し、税制面で優遇する緑化施設整備計画認定制度※などの各種制度が設けられました。

また、緑の基本計画に「緑化重点地区※」を定めた場合は、この地区における緑化事業に対して、国が重点的に支援する政策を進めています。

### 改定に向けた課題

緑ゆたかなまちづくりを進める上では、新たに創設された制度を有効活用するとともに、「緑化重点地区」を定めることが望まれます。



武蔵府中熊野神社古墳



公共花壇

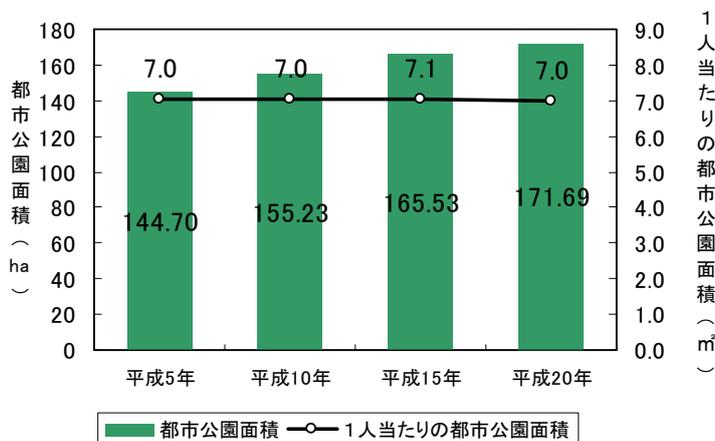
## (2) 余暇活動の場としての緑の課題

### ① だれもが利用できる公園の整備

公園は、子どもの遊び場や市民の憩いの場などとして重要な役割を果たしています。

前計画では、1人当たりの都市公園面積の目標を約10㎡として、整備を進めてきました。しかし、公園面積は拡大したものの、当初の見込みを超えた人口増加により、平成20年の1人当たりの都市公園面積は7.0㎡にとどまっています。

図 2-2-5 都市公園面積の推移



出典：公園緑地課資料

#### <取組状況>

- ・都市公園は、平成10年3月からの10年間で39か所、約16haの整備拡充
- ・平成20年の1人当たりの都市公園面積は7.0㎡/人
- ・身近な公園等の確保の観点から、都市公園及び仲よし広場等の配置を進め、住居系市街地の98.4%は公園までの距離が250m圏内
- ・公園の整備にあたっては、説明会などの実施により市民の意向等を踏まえ、地域の特性に配慮した整備の実施

#### 改定に向けた課題

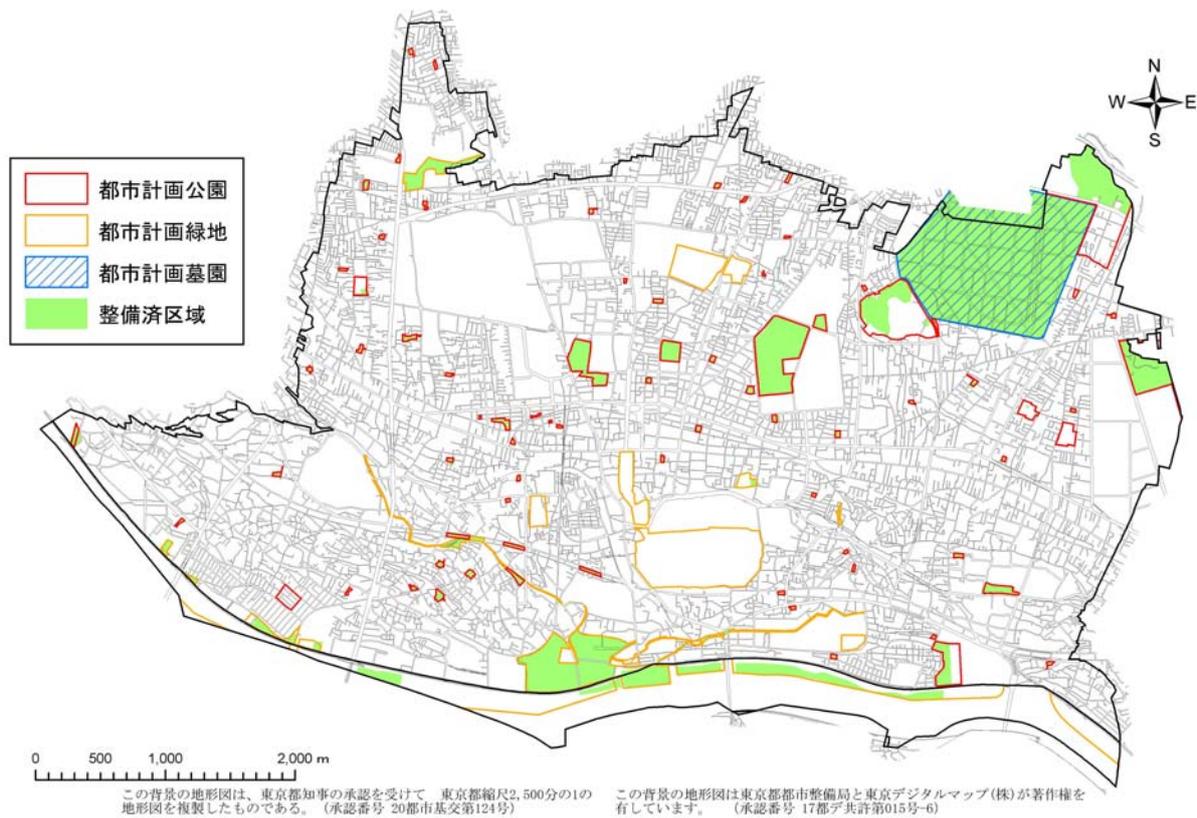
今後は、「量から質への転換」の視点から、公園の整備拡充を進めつつも、だれもが歩いて利用できる身近な場所に公園を確保するように、様々な手法を活用しながら公園整備に取り組むことが必要です。

「府中基地跡地留保地」及び「郷土の森公園西側河川区域」の大規模な用地は、水と緑のネットワークを形成する重要な区域にもなることから、公園整備を着実に進めていくことが必要です。

## ② 都市計画公園・緑地の整備の推進

都市計画公園・緑地については、計画的に整備を進めることとされていますが、一部の計画区域において、宅地化などが進んだ区域があります。また、日吉町緑地などの都市計画緑地には、現状を保全することを意図として都市計画決定した区域があります。

図2-2-6 都市計画公園の整備状況図



出典：公園緑地課資料（平成 20 年 4 月 1 日）

### <取組状況>

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針<sup>※</sup>」において、二ヶ村緑地、紅葉丘第二公園を重点公園・緑地と位置付け、優先整備区域の整備の実施

### 改定に向けた課題

長期未着手の都市計画公園・緑地の整備を推進するため、「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定時には新たな重点公園・緑地を位置付け、着実に整備を進める必要があります。

また、都市計画公園・緑地のうち、未整備区域や保全を目的として都市計画決定した区域については、今後の整備のあり方や、保全のあり方について再考する必要があります。

### ③ 少子高齢社会への対応

公園は、だれもがやすらぎを感じる憩いの場であるとともに、子どもが安全に遊ぶことのできる空間として、重要な役割を持っています。特に、少子高齢社会を迎え、健康への関心やコミュニティ意識の関心が高まるなど、公園へ求められる機能が多様化しつつあります。

#### <取組状況>

- ・だれもが使いやすい公園として、バリアフリー※化や地域の特性に合わせた整備の実施

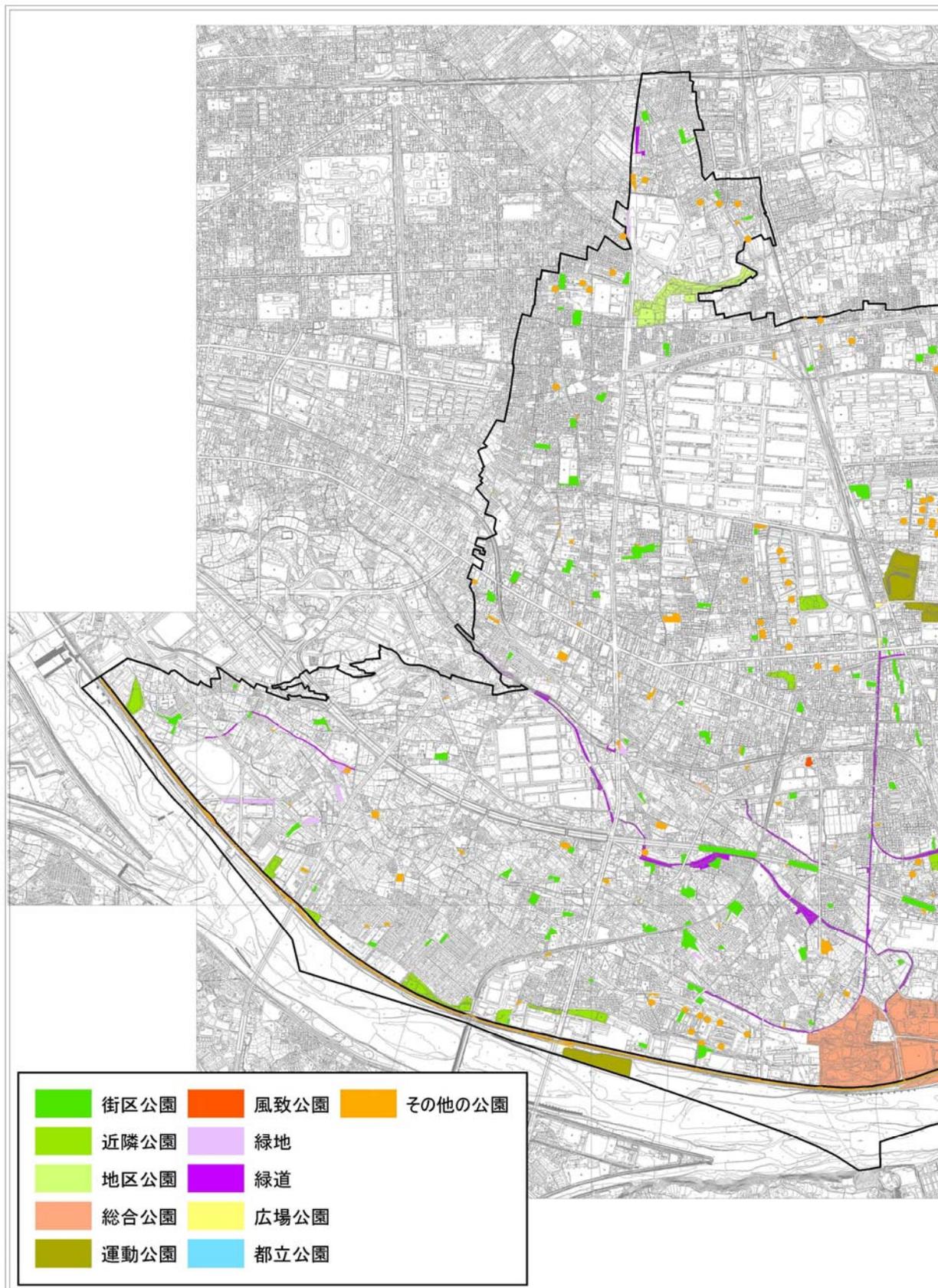
#### 改定に向けた課題

公園などの整備にあたっては、バリアフリー化や健康遊具の設置など、市民の意向を取り入れながら公園機能の維持・改善を行うことで、だれもが利用しやすい環境を創出する必要があります。



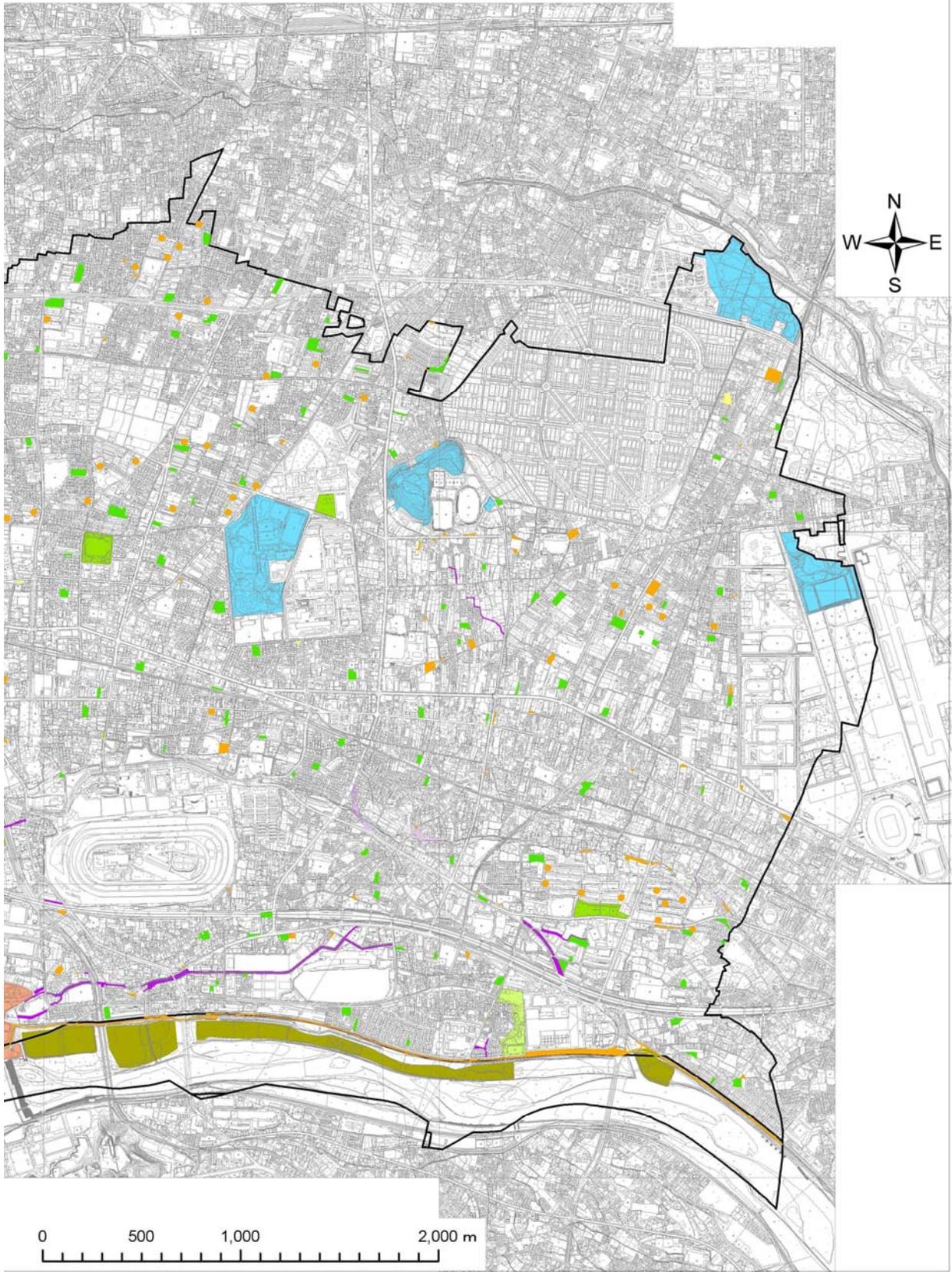
府中公園

図2-2-7 都市公園等の整備状況図（平成20年4月1日）



この背景の地形図は、東京都知事の承認を受けて 東京都縮尺2,500分の1の地形図を複製したものである。(承認番号 20都市基交第124号)

注) 公園の種別の詳細は、P100の「都市公園の種類」を参照。



この背景の地形図は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。(承認番号 17都デ共許第015号-6)

### (3) 安全・安心を提供する場としての緑の課題

#### ① 避難場所・避難路となる緑地の確保

公園等のオープンスペースは、災害時には避難場所としての役割が期待されており、本市では、災害時の一時的な避難場所となる「一時(いつとき)集合場所」として、矢崎町防災公園や市立小中学校の校庭など40か所を指定しています。また、大規模災害の避難場所となる「広域避難場所」として、多摩川河川敷や東京農工大学など11か所を指定しています。

さらに、緑ゆたかな緑道・遊歩道や、街路樹のある道路は、災害時の避難路となるほか、延焼による被害拡大を抑えるなど、防災面での機能も果たしています。

##### <取組状況>

- ・ 矢崎町防災公園の整備など、公園内に防災行政無線・防火貯水槽・防災備蓄倉庫の設置など防災機能の充実

##### 改定に向けた課題

防災機能を有したオープンスペースは、市民の生命財産を守る上で不可欠であることから、新たな公園整備や既存公園の改善を進める際には、防災機能の確保・向上を図る必要があります。

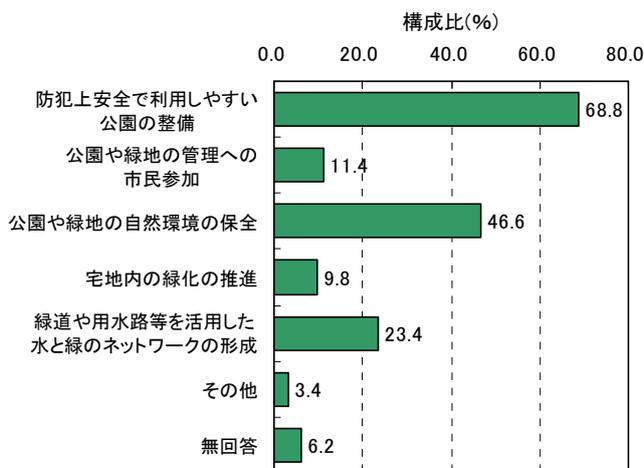
都市計画道路※をはじめ一般市道についても、計画的な緑化を進めるとともに樹木の適切な維持管理を行うことで、市街地の安全性をより高めることが必要です。

#### ② 安全・安心な公園の整備

市政世論調査によれば、公園・みどりに関するまちづくりに必要な取組として、「防犯上安全で利用しやすい公園の整備」への回答が70%弱と多くなっています。

また、樹木の維持管理に関すること、施設の故障に関することなど、市民から寄せられる様々な意見や要望に対応し、安全・安心に利用できる環境づくりを進めています。

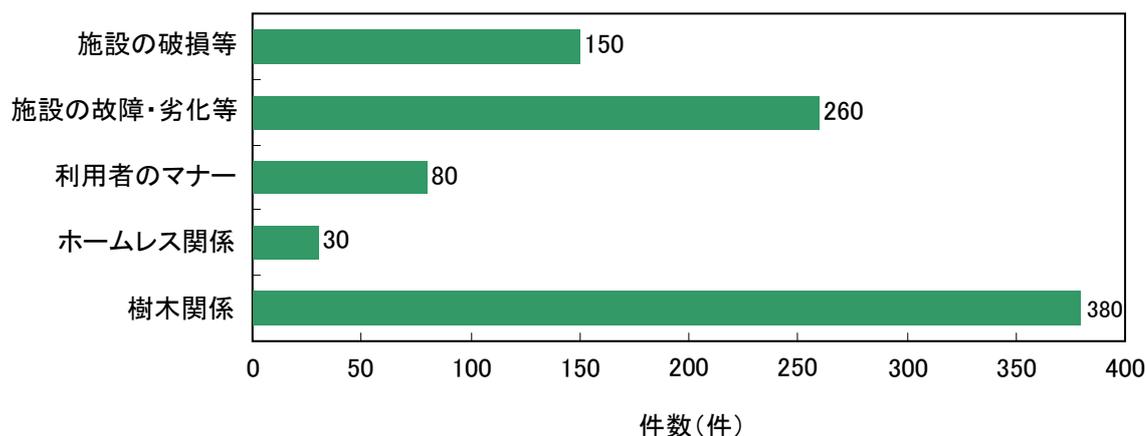
図 2-2-8 「公園・みどり」に関するまちづくりに必要な取組



出典：第39回市政世論調査

図 2-2-9 平成 19 年度公園等意見・要望対応件数

要望内容



出典：公園緑地課資料

## &lt;取組状況&gt;

- ・ 地域の特性や安全性を考慮した公園・緑地の整備
- ・ 公園・緑地を安全・安心に利用できる環境づくりに向けて、市民からの意見、要望への対応
- ・ 公園樹木について、緑の豊かさを確保した適正な管理
- ・ 年2回の公園等の一斉安全点検の実施
- ・ 地元自治会などによる定期的な公園施設の点検

## 改定に向けた課題

公園・緑地の整備及び維持管理に際しては、利用者が安心して利用できるよう、見通しを良くする、照明の適切な配置を進めるなど、安全・安心を確保することが必要です。

また、市民から寄せられる様々な意見や要望などに迅速に対応していくため、安全性を最優先し、地域にあった維持管理の方法を考えていくことが必要です。

## (4) 環境保全上の緑の課題

### ① 多様な生物の生息を考慮した緑の保全・再生

かつて本市は、旧街道を中心とした屋敷林や崖線の豊かな樹林と、河川敷が広がる多摩川、広大な水田や畑地、網の目に張り巡らされた用水路、武蔵野の代表的な風景といわれた雑木林、ムサシノキスゲが唯一自生する浅間山など、緑ゆたかな自然環境を有し、様々な生き物が生息する空間がありました。しかし、都市化が進むにつれ、これらの緑ゆたかな自然環境は失われつつあります。NPO<sup>\*</sup>法人等の調査においても鳥類の種類・個体数の減少傾向が確認されています。また、外来生物<sup>\*</sup>による、在来生物への影響も問題となっています。

このような生態系の変化は、全国的な傾向であり、国においても生物の多様性を将来にわたり保全していくため、「生物多様性基本法<sup>\*</sup>」が2008年5月に可決・成立しています。

#### <取組状況>

- ・東京都及び浅間山自然保護会などによるムサシノキスゲの保護
- ・市民団体等による生き物の調査活動への支援
- ・小学校内にビオトープ<sup>\*</sup>の整備
- ・府中野鳥クラブなどによる、多摩川河川敷のアレチウリ（特定外来生物<sup>\*</sup>）の駆除
- ・市川緑道内への通年通水による、生き物の生息空間としての整備

#### 改定に向けた課題

本市における現状を的確に把握し、減少が著しい生物はもちろんのこと、身近な野生生物についても、地域の生態系に則って、長期的な視点から多様な生物の生息に考慮した緑の保全や再生を進めていくことが必要です。

また、農地や寺社林、崖線の樹林、民有地の緑、さらには公園や学校の緑などを緑道や遊歩道、街路樹などの緑で結ぶことで、地域全体に渡って生き物が移動できる回廊（コリドー<sup>\*</sup>）を形成することが必要です。

## ② 減少が続く農地の保全・活用

農地は、生産の場としてだけでなく、府中のふるさと感じさせる景観を構成するなど、「みどり」として重要な要素となっています。

農業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、本市では、生産緑地地区の指定や市民農園などによる保全、活用を行っています。しかし、農業の担い手の減少などにより、農業を維持し、農地を残していくことが困難となっています。

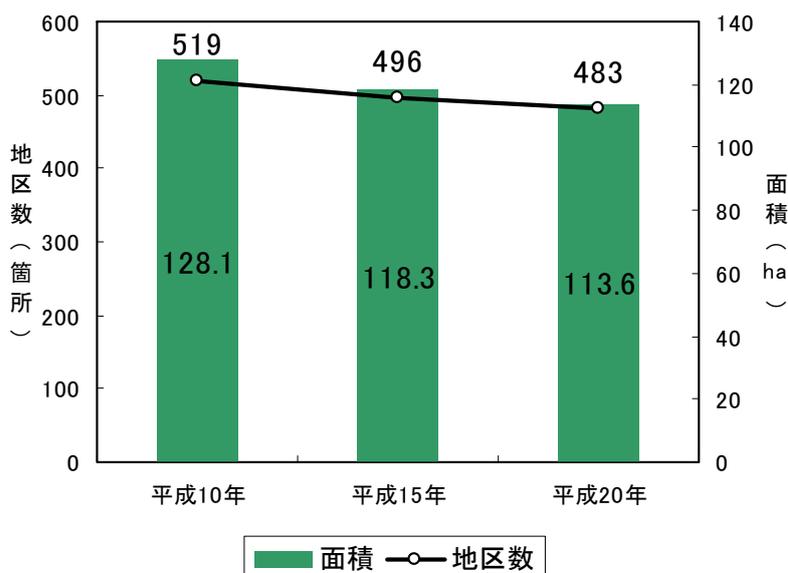
### <取組状況>

- ・生産緑地地区の追加指定
- ・農業の担い手育成の支援
- ・農地の借用等による市民農園\*の運営（平成20年：24園、約2.4ha）
- ・農業公園\*の設置に向けた検討
- ・学校教育における農業体験の実施（平成20年：市立小学校21校で実施）

### 改定に向けた課題

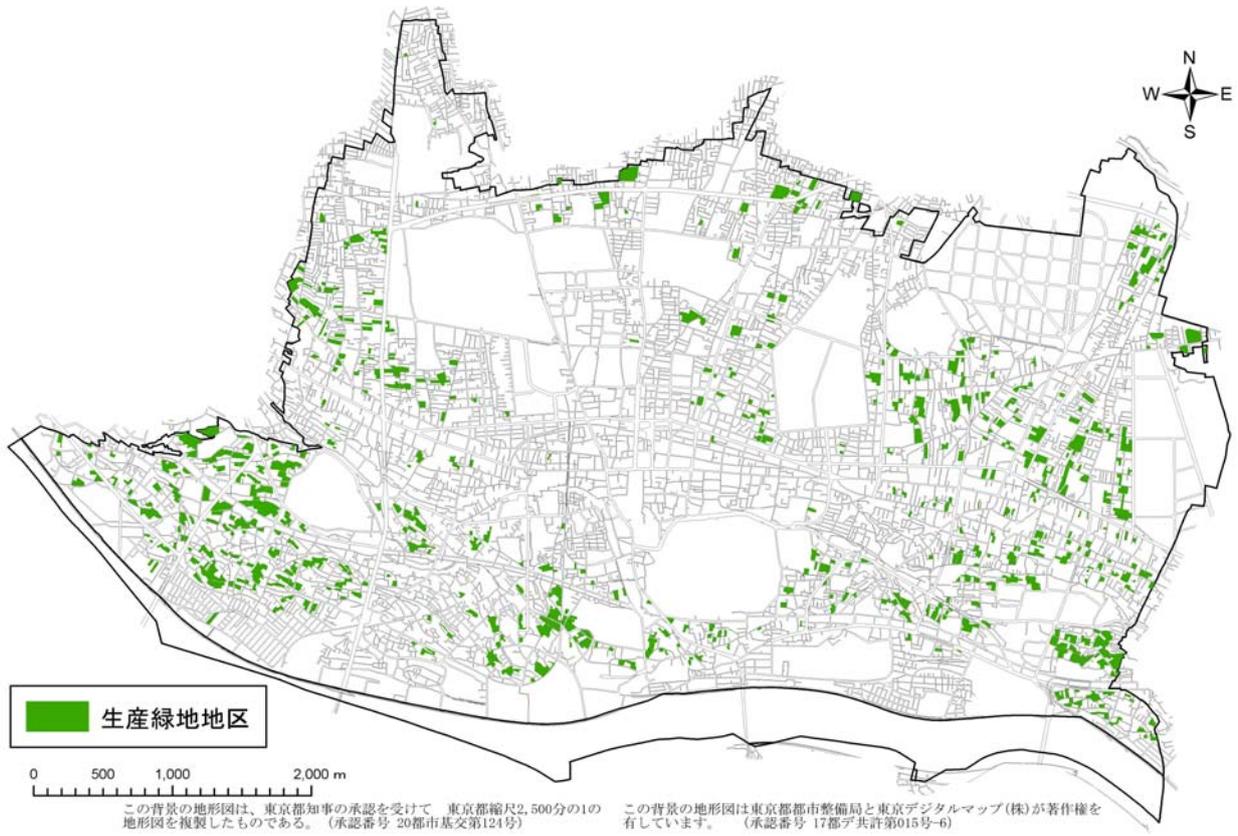
農地は、食料の生産機能のほか、生き物の生息空間、地下水の涵養、ヒートアイランド現象の緩和、防災、レクリエーションといった様々な機能を有することから、これら農地が持つ様々な機能に着目した上で、保全策を講じていくことが必要です。

図 2-2-10 生産緑地地区の推移



出典：計画課資料（平成20年4月1日）

図 2-2-11 生産緑地地区の指定状況



出典：計画課資料（平成 20 年 4 月 1 日）



農業体験

## (5) 協働による緑のまちづくりに関する課題

### ① 市民・事業者・行政の協働による緑のまちづくり

近年、緑に対する価値観の多様化が進み、これまでのような行政主体の緑の保全及び緑化の推進に関わる取組では、市民ニーズに対応することが困難となっています。

#### <取組状況>

- ・府中市緑の活動推進委員会<sup>\*</sup>の取組による、緑化PR・緑化活動の実施
- ・市民の意識啓発のため、緑の募金<sup>\*</sup>の実施や、緑と花いっぱい運動として、種子や球根の配布のほか、グリーンフェスティバルにおいて草花（鉢物）及び苗木の頒布の実施
- ・剪定枝や落ち葉をたい肥化し、グリーンフェスティバルやリサイクルフェスタで市民へ配布
- ・市民が公園内を清掃し回収した落ち葉について、「落ち葉の銀行制度<sup>\*</sup>」によりたい肥化して、市民に還元
- ・約47%の公園等について、自治会や老人会、子ども会等の協力により公園清掃や遊具の点検などの実施
- ・多摩川の水辺環境改善に向けた河川清掃活動等の実施
- ・市民団体などとの連携により、公園にある貴重な草花の保護
- ・人材の育成・確保に向け、講習会等の活動の支援

#### 改定に向けた課題

近年、市民や事業者の緑化活動に対する意識が高まっていることから、こうした市民や事業者を育成し、活用していくことが求められています。

このことから、市民ニーズに対応するために、市民・事業者・行政の役割を明確に示し、連携することで、協働による緑のまちづくりを進めることが必要です。

また、市民との協働で行っている「落ち葉の銀行制度」の拡大や、一般家庭から出される剪定枝のたい肥化の検討も必要です。

## ② 市民の自主的な取組に向けた意識啓発

市民花壇の設置・維持管理、公園等の清掃・安全点検、生き物の保全・保護のほか、市民の手による緑化イベントとしてグリーンフェスティバル、環境週間緑化ポスター・標語コンクールなど、緑の保全・緑化活動に関わる取組が着実に進められています。

### <取組状況>

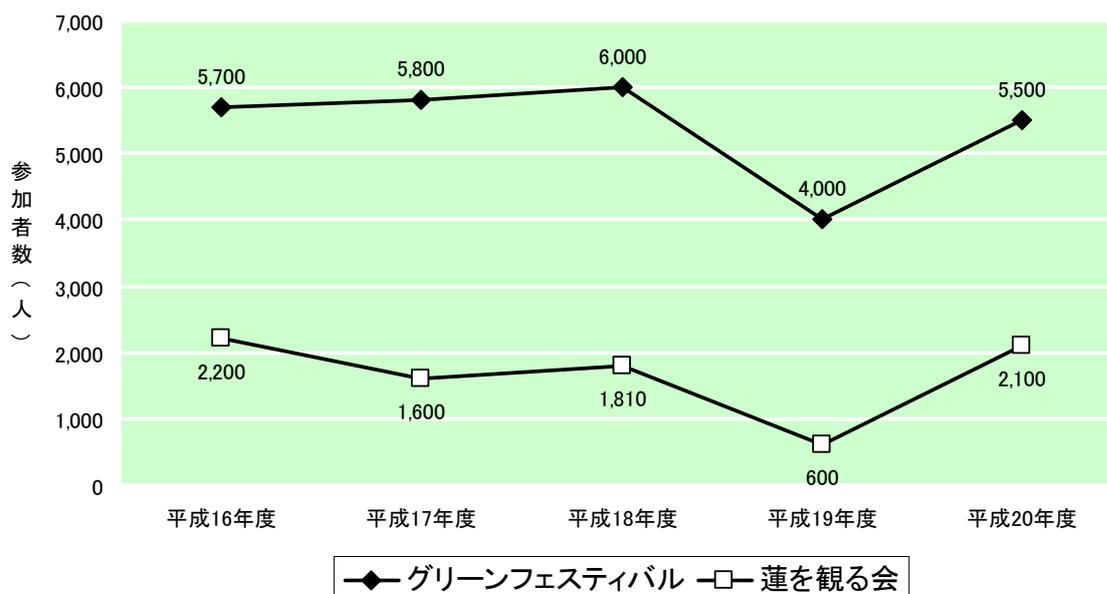
- ・「広報ふちゅう」や市ホームページなどによる、緑の保全や緑化に関わる情報の提供
- ・グリーンフェスティバルや市民活動の場を活用した緑化講習会の実施
- ・小学生とその保護者を対象とした「府中水辺の楽校」の活動を通じた、親子の自然環境学習への支援
- ・緑化イベントとして、グリーンフェスティバル、環境週間緑化ポスター・標語コンクール、蓮を観る会の開催

### 改定に向けた課題

市民の自主的な取組を進めるため、様々なイベントなどを通じて、緑の保全・緑化活動への意識啓発を図ることが必要です。

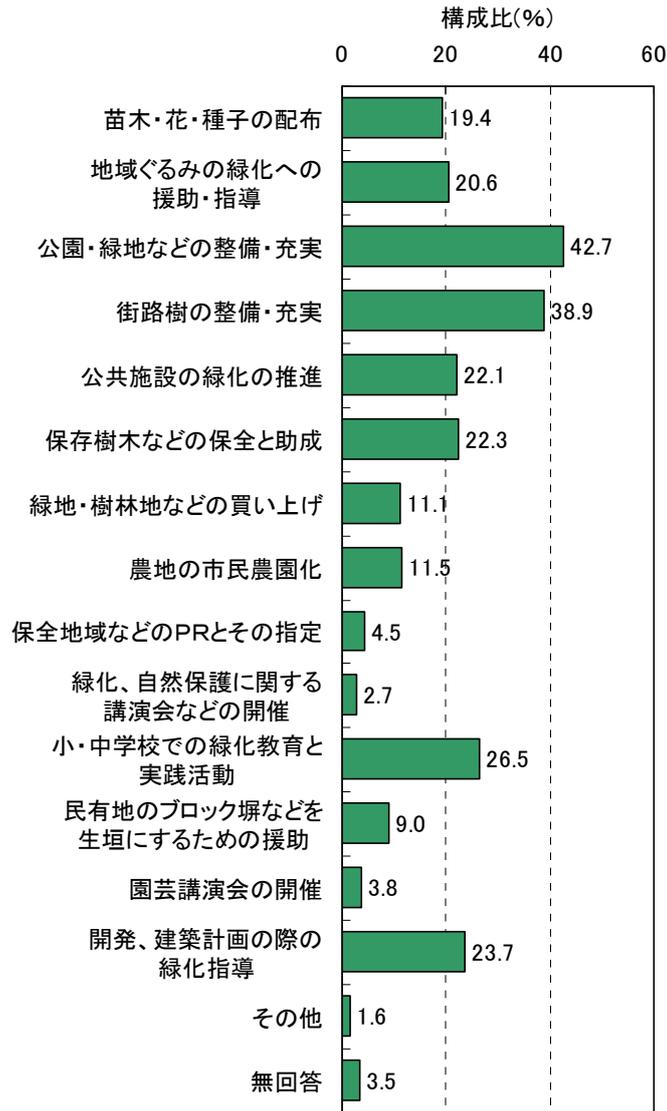
また、緑に関わる活動を行っている団体や個人の活動情報などを共有し、市民の活動を活性化するための仕組みづくりも求められます。

図 2-2-12 グリーンフェスティバル、蓮を観る会参加者数の推移



出典：公園緑地課資料

図 2-2-13 市が行うべき緑に関する取組



出典：第39回市政世論調査

### ③ 庁内推進体制などの充実

「緑」は単に樹木や樹林にとどまらず、公園や農地、街路樹、河川・用水路、公共施設の緑など多岐にわたり、その所管は、市行政分野の広範に及ぶことから、各種行政計画の策定等を通じ、関係各課との連携を図っています。

#### 改定に向けた課題

緑のまちづくりを進める上では、今後、庁内の横断的な連絡調整がますます重要になることから、関係各課との適切な連携により緑のまちづくりを推進していくことが必要です。